

立命館大学号外	関西圏大学非常勤講師組合	2015年6月16日発行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	非常勤の声	委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町7 丁目 1-39-102 大私教気付

立命館大学当局による非常勤講師の労働条件の不利益変更と「脱法行為」を許すな!!

立命館大学で働くすべての非常勤講師の皆様へ

2015年6月16日

関西圏大学非常勤講師組合

関西圏大学非常勤講師組合(当組合)は、昨年度の大学側との団交で、改正労働契約法に基づく就業規則の変更を行う場合は、当組合に対して説明を行うとの約束を勝ち取っていますが、2015年5月20日、大学常任理事会は、非常勤講師に対する雇用契約を変更する決定をしました。これについて当組合として関係文書入手し、大学側に説明会の開催を求めたところ、裏に示した日時で行われることになりました。

つきましては、皆様にその主な内容を紹介いたしますとともに、説明会への参加を呼びかけるものです。

なお当組合は、この変更における定年引き下げは不利益変更であり、授業担当講師制度の新設は脱法行為(改正労働契約法18条違反)である、と考えています。

以下、5月20日の理事会文書からの抜粋です。

1 現行の非常勤講師にかかる対応

- ① 2016年4月以降、非常勤講師としての新たな雇用は行わない。
- ② 前記①にかかわらず、2015年度に非常勤講師として雇用契約があるものについては、経過措置として、科目の適合性および専門性を勘案し、現行の非常勤講師制度による契約更新を行うことがある。雇用年齢上限は70歳(組合注:現行75歳)。ただし経過措置あり。
- ③ 2015年度に非常勤講師として雇用契
(裏に続く)

約にあったもので、2018年4月以降、改正労働法に定める無期転換の要件を満たした場合（組合注：2013年4月以降連続して非常勤講師の職にあったもの）は、本人の申し出により無期労働に転換する。無期労働契約になることにともない、以下の4点を設ける。これ以外は直前の非常勤講師契約の労働条件と同じ。

- 1) 定年を満70歳とする。ただし、2016年3月31日時点の年齢が満61歳から満74歳のものにあつては経過措置を定める。
- 2) 本学の授業編成方針にしたがうこと。
- 3) カリキュラム改革等により担当する授業時間数に変動があること。
- 4) カリキュラム改革等により、他の学部で開講する類似の授業科目等も含めて担当する授業科目がすべてなくなる場合は解雇となること。

2 授業担当講師の新設

- ① 現行の非常勤講師制度に替わる新制度として、2016年4月から授業担当講師制度を設ける。
- ② 雇用期間は、1学期、1年または集中期間とし、双方合意の場合、契約を更新することがある。ただし、5年目を超える契約の更新は行わない。
- ③ 雇用年齢上限は70歳とする。

上記以外にも細かい規定が多くあります。また、不明瞭な点もあります。また、すべての非常勤講師に対して説明会を開くのかどうかは現時点では不明です。

組合に対する説明会（教職員組合への説明会と合同です）は、6月26日（金）午前9時から10時30分まで、衣笠キャンパスの至徳館（地下が購買部になっている建物）4階402号室であります。なお、この日時設定は当組合の都合によるものです。

出席したい方（組合員以外のかたでもかまいません）は当組合副委員長の長澤高明（電話 080-3113-3964. メールは、takaaki218@outlook.jp）までご連絡ください。またご意見・ご質問のある方も上記アドレスをお願いします。

.....

現在、衣笠キャンパスとBKCでは、過半数代表選挙が行われています（投票締め切りは6月26日。各キャンパスの教職員組合事務所にて投票できます）。

当組合の、衣笠の立候補者は長澤高明、BKCはマーク・セインズブリーです。

就業規則を変更するときは過半数代表の意見を付けて労基署に届けなくてはなりません。当組合は非常勤講師の労働条件向上のために頑張っています。ぜひ、当組合の候補者に投票をお願いいたします。